

# 若い世代の投票率の向上とインターネット投票について

吉川 将太  
日本大学 法学部

キーワード：インターネット投票，投票率，選挙原則，シルバーデモクラシー

## 1. はじめに

現在の民主主義を体現している代表的な制度は選挙である。しかし総務省が公表している国政選挙における年代別投票率のデータを見ると、10代や20代といった若い世代の投票率が低いことがわかる[1][2]。投票者がある一定の特徴を持った集団に偏ってしまう場合、候補者は票を集めるためにその特定の集団の利益となる政策を重視するため、政策内容に偏りが生じてしまう。世代間の投票率の差をなくすため、若い世代の投票率の向上が課題としてあげられる。そして本稿では若い世代の投票率の向上について、インターネット投票を導入することを提案する。インターネット投票については多くの先行研究や様々な実証実験が行われている中で、安定的に導入されている例が少ない[3][4][5][6]。

本稿におけるインターネット投票とは、インターネットを利用して投票を行う制度であり、インターネットに接続できる環境下であればどこからでも投票ができることが特徴である。本稿では若い世代の投票率の向上に向けたインターネット投票導入の効果、そしてインターネット投票導入における課題について考察する。

## 2. 現在の選挙制度

### 2.1. 現在の選挙

本稿では国会議員を選出する国政選挙に焦点を当てる。国政選挙とは衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙を指す。衆議院議員総選挙は衆議院議員の任期満了、または衆議院の解散時に行われる。衆議院議員総選挙の選挙方式は選挙区内の最多得票者が一人だけ当選する小選挙区制と、ブロック毎の得票数に応じて政党に議席が配分される比例代表制である。参議院議員通常選挙は3年に

一度、定数の半分を選ぶために行われる。参議院議員通常選挙の選挙方式は選挙区の定数が地域によって異なる選挙区制と、全国の得票数に応じて政党に議席が配分される比例代表制である[7]。

このようにして選挙が行われる中で、選挙を行う上でのルールとして5つの選挙原則がある[9]。1つ目は普通選挙である。普通選挙とは財産や性別に関係なく一定の年齢に達したすべての人に選挙権が与えられる原則である。日本では平成27年の公職選挙法等の一部改正により満18歳以上のすべての日本国民に選挙権が与えられるようになった[8]。2つ目は平等選挙である。平等選挙とは有権者一人につき、一票投票することができる原則である。すべての選挙権は同じ価値を持つとされているが、投票価値の平等は絶対的な基準によるものではなく、公正かつ公平な代表の選出を目標として調和的に実現されるものと解されている。3つ目は秘密選挙である。秘密選挙とは投票の秘密が守られる原則である。つまり有権者がどの候補者に投票したかを他の人に知られないようにする原則である。4つ目は直接選挙である。直接選挙とは国民が直接代表者を選ぶ原則である。つまり有権者が直接候補者を選ぶことを定めている。5つ目は自由選挙である。自由選挙とは自己の自由な意思によって投票を行う原則である。また選挙に行かない自由も保障されており、有権者が投票を強制されない原則でもある。本稿ではこれらの選挙原則を満たしたインターネット投票の導入について考察する。

### 2.2. 現在の投票率

令和3年10月に行われた衆議院議員総選挙の全世代を通じた投票率は55.93%であり、年代別に見ると60歳代の投票率が71.43%で最も高く、50歳代が62.96%、70歳代以上が61.96%と続いてい

る。また 20 歳代の投票率は 36.50%で最も低く、10 歳代が 43.21%と続いており、20 歳代と 10 歳代の若い世代の投票率が低くなっていることがわかる[1]。(図 1)

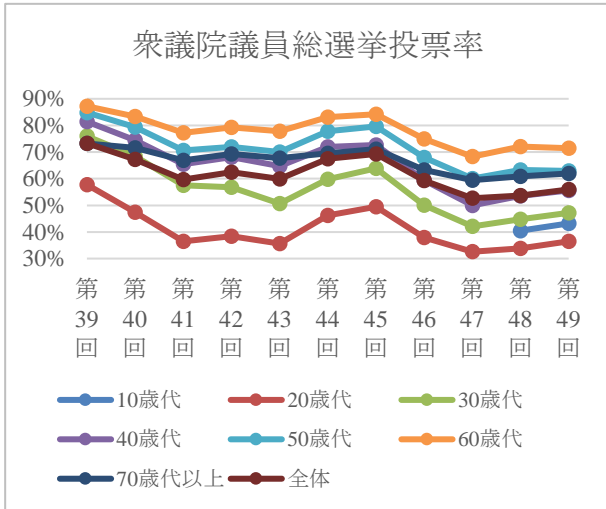


図 1 衆議院議員総選挙投票率[1]

令和 4 年 7 月に行われた参議院議員通常選挙の全世代を通じた投票率は 52.05%であり、年代別に見ると 60 歳代の投票率が 65.69%で最も高く、50 歳代が 57.33%，70 歳代以上が 55.72%と続いている。また 20 歳代の投票率は 33.99%で最も低く、10 歳代が 35.42%と続いており、20 歳代と 10 歳代の若い世代の投票率が低くなっていることがわかる[2]。(図 2)

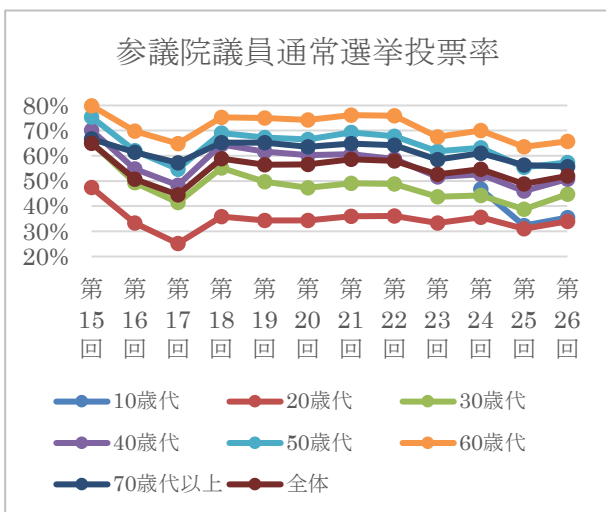


図 2 参議院議員通常選挙投票率[2]

どちらの国政選挙においても 20 歳代と 10 歳代の投票率が低く、投票率の高い世代との差が大きくなっていることがわかる。一部の世代の投票率が低い場合、特定の投票率の高い世代に利益が集中するような政策が行われるという問題が生じる恐れがある。現在の日本の国政選挙における投票率は、年齢の高い世代の投票率が高いことから、年齢の高い世代の人々にとって有益な政策が中心となるシルバーデモクラシーの問題が懸念される。

### 3. アンケート調査

現在の選挙制度において若い世代の投票率が低くなっている原因、そして現在の投票制度とインターネット投票についての意見を得るためにアンケート調査を実施した。本調査の対象者は 10 代から 20 代の 130 名、実施期間は令和 5 年 1 月上旬から 2 月上旬である。

#### 3.1. 現在の投票の実態

「あなたはこれまでに国政選挙に投票したことはありますか?」という問いに対して、「毎回投票している」と回答した人が 40.8%、「ほとんど投票している」と回答した人が 16.9%、「投票したことはあるが、投票しなかったことのほうが多い」と回答した人が 22.3%、「一度も投票したことがない」と回答した人が 20.0%であった。(図 3)

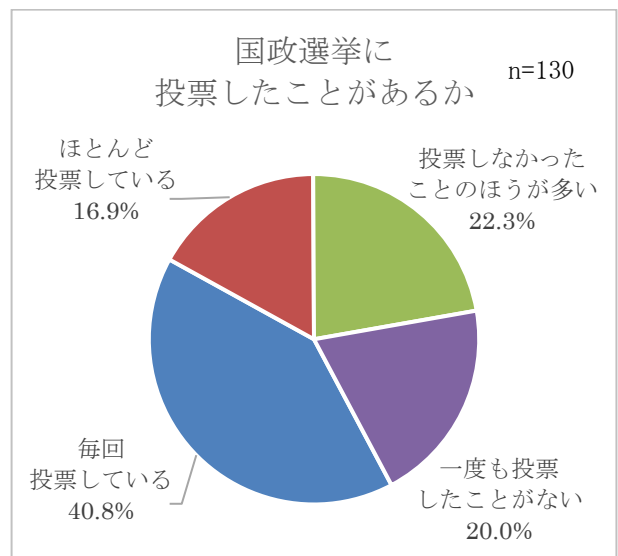


図 3 国政選挙に投票したことがあるか

「あなたはなぜ選挙に行かなかったのです

か？」と問うと、「投票所に行くことが面倒くさかったから」と回答した人が 39.7%で最も多く、続いて「投票日に別の予定があったから」と回答した人が 33.3%、「選挙に興味がないから」と回答した人が 26.9%、「どこに投票していいのかわからなかったから」と回答した人が 20.5%であった。また、「選挙権が手元になかったから」と回答した人は 17.9%であった。(図 4)

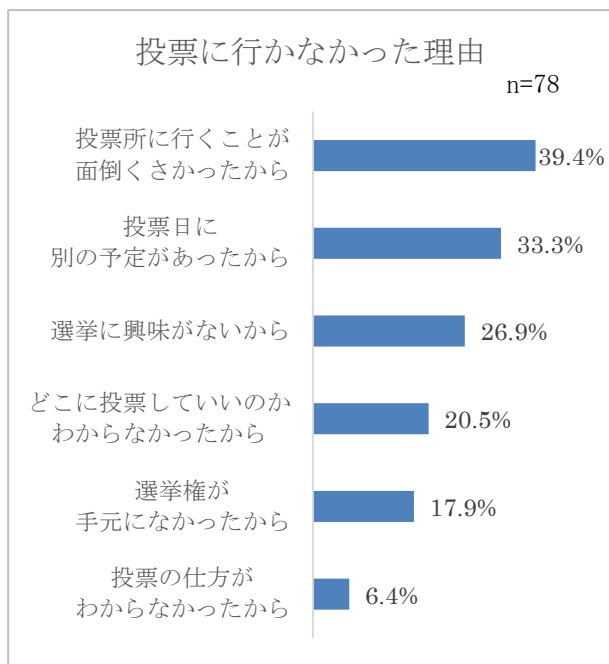


図 4 投票に行かなかった理由

以上の調査結果より、投票に至るまでの過程を手間と感じる若者が多く存在していることがわかった。また投票案内はがきは住民票がある場所に届くため、住民票の所在地以外の場所で居住している有権者の手元に投票案内はがきが届かない。従って住民票を移さずに一人暮らしなどを行っている有権者は投票案内はがきが手元にないため、投票するために実家に帰省する、あるいは不在者投票の申請を行う必要があり、投票までにかかなりの手間がかかる。

### 3.2. インターネット投票について

「インターネット投票についてどのような印象がありますか？」と問うと、「投票が簡単になる」と回答した人が 70.8%で最も多く、続いて「投票所に行く手間がなくなる」と回答した人が 68.5%

であり、インターネット投票に対して好意的な印象を持っている人が多いことがわかった。一方で「セキュリティ面に心配がある」と回答した人が 17.7%であり、「システム障害等のトラブルに心配がある」と回答した人が 14.6%であるように、インターネット投票に対して不安な印象を持っている人もいることがわかった。(図 5)

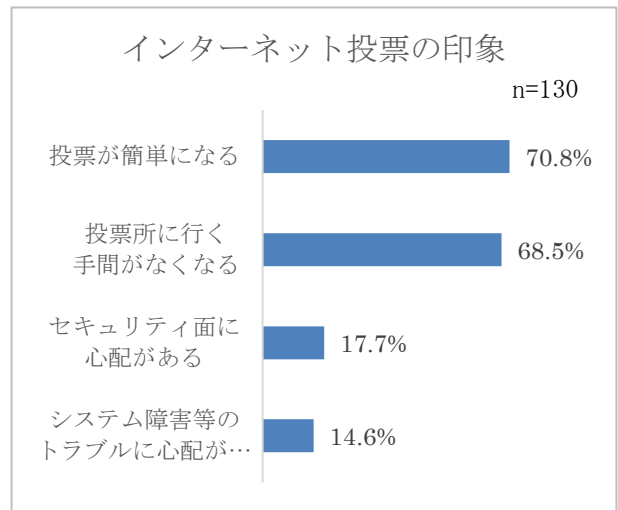


図 5 インターネット投票の印象

「インターネット投票が導入されたら利用したいと思いますか？」という問いに対して、86.1%が「インターネット投票で投票したいと思う」と回答しており、インターネット投票を利用したい人が多いことがわかった。(図 6)

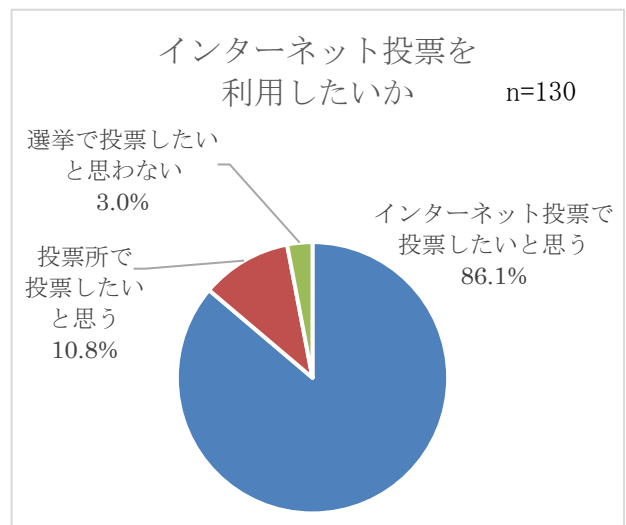


図 6 インターネット投票を利用したいか

#### 4. 諸外国で実施されたインターネット投票の事例

インターネット投票導入について様々な事例が存在している。本稿ではエストニア、スイス、ノルウェー、フランスの導入事例に注目してインターネット投票の現状を分析する[3]。

エストニアでは期日前投票期間においてのみインターネット投票が実施されている。電子IDを用いて認証を行い、電子投票システムにログインをすることで投票を行っている。公開鍵によって投票結果を暗号化し、選挙管理委員会が厳重に管理する秘密鍵で匿名化した状態で復号化をすることで開票をしている。一部の自治体で実施後、地方選や全国に拡大していき、現在もインターネット投票が実施されている。

スイスでは一部の州でのみインターネット投票が行われた。郵便により送付されるセキュリティコードと個人認証情報を用いて認証を行い、電子投票システムにログインをすることで投票を行った。しかしインターネット投票を行う州を拡大することを予定していたが、2019年スイス連邦政府は安全性を欠くなどの理由からインターネット投票を取りやめることを発表した[4]。

ノルウェーでは実証実験として一部の自治体でインターネット投票が導入された。既存の個人認証方法を活用し、住民番号と突合して電子投票システムにログインをすることで投票を行った。実証実験を段階的に拡大していくことを目指していたが、2014年6月にシステムのセキュリティに課題があるとして実証実験の中止が発表された。

フランスでは在外フランス人を対象にインターネット投票を導入した。あらかじめ登録しておいたメールアドレスや電話番号に届くIDとパスワードを利用して電子投票システムにログインをすることで投票を行った。対象者に一元的に実施をしたが、2017年3月にサイバーセキュリティ上の脅威が高まっていることから中止が発表された。

このようにインターネット投票導入の事例は存在するが安定的に導入されている事例は少ない。

#### 5. インターネット投票導入にあたっての課題

この章ではインターネット投票を導入するにあ

たって生じる課題について考察する。

インターネット投票を導入するにあたって、選挙原則との整合性が課題としてあげられる。具体的には公平性と秘密性の維持である。インターネット投票では現在の投票制度と異なり、投票する際に投票立会人を設けることができないため、投票時の脅迫や賄賂等の不正行為が行われる可能性が生じてしまう。公平性、秘密性の維持について、実際にインターネット投票を導入しているエストニアの事例を参考にすると、投票期間内であれば何度でも投票の上書きを可能にすることで、不正行為による投票が結果に反映される可能性を払拭している[6]。

またインターネット投票制度を導入するにあたって、セキュリティ面、システムの維持管理などのインターネット投票を実施するための技術的な課題が最も大きな課題である。前章のアンケート調査においてもセキュリティやシステム障害を心配する意見が存在しており、また諸外国のインターネット投票導入の事例を見ても、この技術的な課題を解決できずに導入が中止されている。現状の技術ではインターネット投票の全体的な導入は困難であると考えられる。しかしながら近年のマイナンバー制度の導入と活用や、行政手続きのICT化など、行政のデジタル化が進んでいるため[10]、技術的課題については今後のさらなる開発が期待される。また現在の日本では、在外選挙インターネット投票システムの技術的検証および運用に係る調査研究事業も継続的に行われており、インターネット投票導入に向けた取り組みが段階的に進められている[11]。

#### 6. おわりに

本稿では若い世代の投票率向上に向けたインターネット投票導入の効果、インターネット投票導入における課題について考察した。若い世代の投票率についてはインターネット投票を導入し、投票に対するハードルを少なくすることで投票率の向上に期待ができることを示した。またインターネット投票の利便性を最大限活用した導入は若い世代だけではなく、すべての年代の人々に有益であるだろう。

一方インターネット投票の導入にあたって、これまでにも多くの先行研究や実証実験が行われてきているが、正式導入に至るまでには大きな課題が存在していることが現状である。しかしながら在外投票や期日前投票など、実施する範囲を限定することでインターネット投票導入の可能性が広がるだろう。また、近年の様々な行政サービスのICT化に伴い多くの行政システムの開発が行われているため、インターネット投票導入が実現する未来に一步ずつ近づいていると推察される。

## 参考文献

- [1] 総務省, 衆議院議員総選挙における年代別投票率(抽出)の推移  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000255967.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000255967.pdf) (2023年3月7日参照)
- [2] 総務省, 参議院議員通常選挙における年代別投票率(抽出)の推移  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000646811.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000646811.pdf) (2023年3月7日参照)
- [3] 総務省, インターネット投票導入の検討  
2018年2月26日  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000535494.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000535494.pdf) (2023年3月7日参照)
- [4] 水野秀幸, 世界のインターネット投票(前編)～オンライン選挙を進める国々の動向, WTR No381(2021年1月号), 情報通信総合研究所,  
2020年12月28日  
<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr381-20201228-mizuno.html> (2023年3月7日参照)
- [5] 船津宏輝, 世界のインターネット投票(後編)～オンライン選挙を進める国々の動向, WTR No382(2021年2月号), 情報通信総合研究所,  
2021年2月15日  
<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr382-20210215-funatsu.html> (2023年3月7日参照)
- [6] 湯浅 壘道, 電子投票に関する法制度の近時の動向, 社会文化研究所紀要, 67巻, 2011年  
<http://id.nii.ac.jp/1265/00000411/> (2023年3月7日参照)
- [7] 総務省, 選挙の種類  
[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo03.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo03.html) (2023年3月7日参照)
- [8] 総務省, 公職選挙法等の一部を改正する法律改め文, 2015年年6月19日  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000364624.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000364624.pdf) (2023年3月7日参照)
- [9] 京都市, 京都市情報館, 選挙の基本原則, 2018年6月1日  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/senkyo/page/0000072756.html> (2023年3月7日参照)
- [10] 総務省, ICT利活用の促進  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/ictriyou/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/index.html) (2023年3月7日参照)
- [11] 株式会社情報通信総合研究所 令和3年度在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要, 2022年9月22日  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000836857.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000836857.pdf) (2023年3月7日参照)